

平成 2 8 年第 3 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 3 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 8 年 5 月 1 6 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 報告第 1 号 平成 2 7 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しにつ いて	3
○日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	4
○日程第 5 議案第 1 号 平成 2 8 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号）	6
○日程第 6 議案第 2 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	7
○日程第 7 議案第 3 号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一 部を改正する条例	1 0
○閉会宣告	1 2

平成28年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成28年 5月16日（月）

午前 9時59分 開 会

午前10時41分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 平成27年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第 2号 滝川市税条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 3号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	舘 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君	産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	高 瀬 慎 二 郎 君	市 立 病 院 事 務 部 長	田 湯 宏 昌 君

市立病院事務部次長 椿 真 人 君
教育部指導参事 小 野 裕 君
総 務 課 長 鎌 田 清 孝 君
財 政 課 長 堀之内 孝 則 君

教 育 部 長 田 中 嘉 樹 君
監 査 事 務 局 長 加 藤 孝 昭 君
企 画 課 長 深 村 栄 司 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 竹 谷 和 徳 君
書 記 平 川 泰 之 君

書 記 菊 田 健 二 君
書 記 村 井 理 君

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで4月1日付の人事異動に伴う部長職職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 平成27年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第3、報告第1号 平成27年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 平成27年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

平成27年度滝川市一般会計補正予算(第10号)及び(第11号)において、国の補正予算(第1号)に対応するための9つの事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決をいただいたところでございます。この翌年度に繰り越す9つの事業に係る繰越

計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告をするものでございます。

2款1項、情報セキュリティ強化対策事業、翌年度繰越額3,081万1,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が830万円、地方債が2,250万円、一般財源が1万1,000円でございます。

2款1項、滝川版C R C・多世代交流推進事業、翌年度繰越額2,070万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が2,070万円でございます。

2款1項、中空知定住自立圏「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援」事業、翌年度繰越額3,025万9,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が3,025万9,000円でございます。

3款1項、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、翌年度繰越額1億8,569万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1億8,569万7,000円でございます。

次のページをお開きください。3款2項、子ども子育て支援システム改修事業、翌年度繰越額37万6,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が18万8,000円、一般財源が18万8,000円でございます。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額2,862万5,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が2,860万円、一般財源が2万5,000円でございます。

7款1項、日本で最も美しい村づくり推進事業、翌年度繰越額255万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が255万円でございます。

7款1項、農と食を生かした雇用創出と地域産業の育成・支援事業、翌年度繰越額1,900万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,900万円でございます。

8款4項、3・4・7号鈴蘭通移転補償費、翌年度繰越額3,959万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が2,375万7,000円、地方債が1,420万円、一般財源が164万円でございます。

以上で報告第1号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 日程第4、報告第2号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、報告第2号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものでございます。

平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する等の法律が公布され、一部を除き4月1日から施行される改正について、市税条例を4月1日までに改正する必要があったことから、3月31日付で専決処分をさせていただきました。

それでは、報告第2号参考資料、改正要旨でご説明します。内容につきましては、固定資産税と都市計画税に関するものです。

条例第55条、第58条につきましては、固定資産税の非課税の適用に関して独立行政法人の統廃合による改正でございます。

条例第129条は、都市計画税の納税義務者等のうち税の課税標準となる価格の特例の対象となるものに量子科学技術研究開発機構と世界遺産に関する土地と建物が追加されたことに伴う改正です。

条例附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例制度、いわゆるわがまち特例に係る地方税法改正に伴う条文整理でございます。

条例附則第10条の3は、省エネ改修住宅の固定資産税の減免申請要件を追加する改正でございます。税法におきまして床面積の要件に50平方メートル以上を加え、工事費要件に50万円以上に国または地方公共団体からの補助金等を除くとされたことから、条例で申告書に補助金等の書類を追加する改正でございます。

条例附則第31条、第32条は、都市計画税の土地負担調整措置について地方税法改正による引用規定の条文整理です。

条例附則第34条は、読みかえ規定について地方税法改正による引用規定の条文整理です。

なお、施行期日は、平成28年4月1日です。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第5、議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成28年度滝川市一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、滝川市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金について、当該補助金の財源となる北海道の介護サービス提供基盤整備等整備事業費交付金が増額となったため補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ512万円を追加し、予算の総額を208億8,512万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをごらんください。3款1項1目社会福祉費、補正額512万円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。認知症対応型共同生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行う法人に交付する滝川市介護サービス提供基盤等整備事業費補助金につきましては、当初予算にて8,076万7,000円の予算の承認をいただいておりますけれども、本年4月に当該補助金の財源となる北海道の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金が施設整備に係る地域密着型サービス等整備助成事業部分に対して特別豪雪地帯に適用される加算8%が認められ増額となったことから、補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で512万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項2目民生費交付金512万円の増額につきましては、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金でございます。

以上、歳入合計で512万円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第6、議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明します。

平成28年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正したいとするものです。

参考資料、条例改正要旨でご説明しますので、お開き願います。内容は、国民健康保険税と固定資産税、都市計画税に関するものです。

初めに、国民健康保険税の改正です。第138条は、被保険者間の保険税負担の公平性の確保、中間所得者層の負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額をそれぞれ2万円、合わせて4万円を引き上げる改正です。

第161条は、低所得者に係る軽減判定基準を見直し、5割軽減を26万円から26万5,000円に、2割軽減を47万円から48万円に改め、軽減対象の範囲を広げる改正です。

次に、附則第10条の2及び附則第30条の2についてですが、固定資産税、都市計画税の改正でわがまち特例に3項目が追加され、本年3月末までの特例措置の期間を延長するとともに、市の裁量で定めることができる課税標準となるべき価格の特例割合を参酌基準と同じ割合で定めたいとするものです。1つ目は、再生可能エネルギーの発電設備について、特例期間を平成30年3月末まで2年延長し、特例割合を参酌基準と同様に太陽光発電、風力発電を3分の2、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電を2分の1としたいとするものです。2つ目は、都市再生特別措置法に基づく事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋、償却資産について、これも特例期間を平成30年3月末までに2年延長し、特例割合を参酌基準と同様に5分の4としたいとするものです。3つ目は、津波対策の用に供する償却資産について、特例期間を平成32年3月末まで4年延長し、

特例割合を参酌基準と同様に2分の1としたいとするものです。

なお、この改正条例を公布の日から施行し、わがまち特例の適用につきましては本年4月1日以降に新たに取得した資産に適用したいとするものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。滝川市税条例の一部を改正する条例、滝川市国保の課税限度額についてお伺いいたします。

こちらは、毎年増額になっておりますが、ほかの保険、社会保険、協会健保とのバランスは保たれているのか。また、課税限度額に到達する世帯の収入について、厚生常任委員会の資料では給与1人で計算されておりますが、2人から4人の世帯はあるのかお伺いします。また、限度額引き上げによる影響（税収増）と資料では書いてありましたが、国保料の増額となる世帯があります。4万円以上上がる世帯は約59世帯、4万円未満の増額世帯は約28世帯、合わせますと約90世帯の市民が国保の増額によって切り詰めた生活をしなければならない状況がつくられると思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、ご質疑にお答えしたいと思います。

ほかの保険とのバランスは保たれているのかというご質疑でございました。そもそも国の賦課限度額の見直し自体が社会保険、ほかの保険におけるルールとのバランスを考慮するものです。超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げるという国の考えもございます。しかしながら、一方では国保制度が構造的に所得水準の低い被保険者が多いことから、保険料の格差是正も課題として挙げられております。私どもとしては、国が進める30年度からの新しい国保制度に期待したいというふうに考えています。

それから次に、3人、4人の世帯でも国保加入の家族が2人、3人の世帯はあるのかというご質疑だったと思うのですが、ご承知のとおり国保では加入している人数で1人世帯、2人世帯、3人世帯というふうに提示してございます。例えば5人家族のうち3人が加入している世帯が何世帯あるのかというご質疑については、そういう捉え方はしてございません。国保加入世帯戸数につきましては、さまざまなケースがあるというふうに考えてございます。例えばでございますが、課税限度額89万円に到達する世帯の所得で、例えなのですが、3人世帯に1人の給与所得者しかいない場合、その1人の所得が640万5,000円以上であれば到達世帯になると。また、3人世帯で3人とも所得がある場合、この場合においてはそれぞれの所得から基礎控除し、3人分の所得を足したものが640万5,000円以上であれば到達世帯になると、こういうふうなケースになります。

それと、最後のご質疑でしたが、課税限度額引き上げによります影響を伴う90世帯という方への緩和は可能かというようなご質疑だと思うのですが、言うまでもなく限度額を超えれば超えるほど、所得が多ければ多いほどほかの被保険者よりも保険者の負担率が低くなります。原則全

ての所得階層の方から同じ割合で負担していただくと、こういうのが基本だというふうに考えます。このことから、現状では緩和する考えにありません。ただ、限度額に達した場合においても、前年所得で課税いたしますので、今年度において、例えば失業などの理由で大幅に所得が減少した場合なんかもあるかと思います。そういった場合は、やはり分割納付、それから減免制度を説明するなど、お一人お一人の状況に応じて対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 この市税条例の附則第10条の2、津波対策云々とあるのですけれども、この特定再生可能エネルギー発電設備にかかわる地域決定型地方税制特例措置、この関係なのですけれども、特例措置の幅というのはどのぐらいあるのか。滝川市の施策にかかわることだと思うので、今質疑するわけなのですけれども、いわゆるそのまちの施策をどういう方向に持っていくかという中で非常に重要なことでないのかなと思っているわけなのですけれども、どの程度の幅が許されているのか。滝川は、エネルギーのまちとしていろいろ太陽光発電等、今推し進めてきたわけなのですけれども、どこにこの特徴を持たせるかということも大事だと思うのです。新しいエコパークなんかの指定も受けているわけなのですけれども、それでこれにかかわる対象物件はどのぐらいあるのか。また、今後この特例を生かしていく考え方があるのかどうか等について質疑をいたします。

○議長 長 井上議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 まず、ちょっと順序変わりますけれども、対象物件については13施設ということでございます。

それから、幅はどれぐらいあるのかと、特例率の幅ですね。ご質疑は、多分太陽光発電設備のほうだと思いますので、参酌基準は3分の2ということでございますが、幅ということになれば2分の1以上6分の5以下ということでございます。滝川市の施策として、この参酌基準でいいのかというご質疑だったような気がするのですけれども、私どもとしてはほかのものと同じく、やはり参酌基準で同様でということと考え方をしておりますので、今後についてはやはりその部分を最重要課題だということであれば、また検討することも必要かなというふうに思いますが、現状においては私どもはこの参酌基準でいきたいなというふうに考えています。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 これは、市長に伺うのだけれども、結局こういうときに滝川の独自性を出さなかったらだめだと思うのです。だから、こういういわゆる自然エネルギー等を進めていこうという中で、滝川は豪雪地帯にこれだけの大規模発電を取り入れたわけです。そういう中で、何か特徴を持たすとなったら、これは税制においてもこれを緩めて、その施策を進めていくということが大事でないかと思うのです。その辺のグローバルな見方の中での滝川の施策の独自性というか、それについてどのように考えているのか。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの井上議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思いますが、担当部局では従来の参酌基準、今回から開催される参酌基準でいいたいという判断のもとにご提案をして

いるわけでございますけれども、井上議員がおっしゃるとおりエコパーク等の指定をいただきましたので、今後その再生可能エネルギーに対する姿勢というのは考えていかなければならない課題であるというふうな認識を持っておりますが、今この場でどのように考えていくかという方向性はまだ用いておりますので、今後議会ともいろいろとご意見を伺いながらそのようなことも少し取り入れた考え方を進めるようにいきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表して、議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例を否とする立場で反対討論を行います。

今回の国保税限度引き上げは、地方税法施行令の一部改正に伴う改正で、課税限度額を85万から89万円に改正するものです。この引き上げは、平成20年度から毎年引き上げられています。厚労省は、限度額引き上げで高所得層により多く負担してもらい、中間所得層に配慮した保険料設定が可能になると説明しておりますが、市民の重税感には耐えがたい水準にあります。国保税の課税限度額は、法定の範囲内で市が独自に設定できるものであり、市民の暮らしと医療を守る立場に立ち、負担の軽減を図るべきです。

以上の理由から、限度額引き上げには同意できません。

以上、反対討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第3号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨につきましては、厚生労働省の保育士等確保対策検討会におきまして保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめが出され、これを踏まえ平成２８年２月１８日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、４月１日に施行されました。

また、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法施行令の特別避難階段の構造に関する規定が改正されたことに伴い、平成２８年１２月１９日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、６月１日から施行されます。この条例は、これら当該省令改正に伴う所要の整備を行うため、滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を改正したいとするものです。

改正内容につきましては、参考資料、新旧対照表をごらんください。第２９条の表の改正につきましては、小規模保育事業所Ａ型において４階以上の階に保育室等が設けられている場合、屋内と屋外の避難用の階段室を連絡する付室の構造について、改正された建築基準法施行令で定める基準で規定するための改正及び建築基準法施行令の改正による条項の繰り下げに伴う文言整理でございます。

第４４条の表の改正につきましては、保育所型事業所内保育事業所において第２９条の改正と同様の改正でございます。

附則の改正につきましては、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例を規定するため、第６条で保育士の配置要件の弾力化、第７条で保育士数の算定に係る幼稚園教諭等の活用、第８条で８時間を超えて開所する事業所における最低基準以上の保育士数を上回り配置する保育士の資格要件の弾力化、第９条で第７条及び第８条を適用するときにおける保育士の一定数確保について追加する改正でございます。

附則につきましては、第２９条及び第４４条にかかわる改正につきましては、平成２８年６月１日から、附則に見出し及び４条を追加する改正につきましては公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第３号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員　日本共産党の清水雅人です。私は、日本共産党を代表し、議案第３号　滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。

なお、本条例が２０１４年第４回定例会で制定をされておりますが、その際の質疑で基本的な考え方については伺っておりますので、今回は質疑を省略しての討論といたします。

小規模保育事業は、ゼロ歳から3歳未満児を対象とした定員6人以上19人以下の少人数で行う保育です。2015年度より子ども・子育て支援法の施行で実施可能となりました。また、市が許可する事業として市の責任が重い事業でもあります。滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例で各市町村がみずからの判断と責任により設備及び運営に関する基準を条例で定めるものであり、今回は法改正による条例改正となります。2014年第4回定例会の答弁では、滝川市の認可として現状待機児童がいないことによって認可はしないという考え方ですとの基本姿勢が示されました。しかし、市内の現状は保育所の申し込み人数が400人を超えていること、数カ所の無認可保育託児施設があること、また私立幼稚園の入所人数が減少していることなどから、小規模保育事業設立申請の可能性は今後十分にあり得ると考えます。そのような中では、保育士に関する基準は、保育士は正式な保育士のみとすべきであり、資格要件の緩和はすべきではありません。そもそも保育士資格を有する方が数多く潜在化し、保育士不足が生じている最大の理由は非正規化と低賃金です。市内の保育所では、正規職員率は2分の1ほどまでに低下し、臨時職員の賃金も専門資格であるにもかかわらず、700円台から800円台と低水準にとどまっています。現在国会では、4野党により4月に保育士の給与を月額5万円引き上げる法案を共同提出されております。保育所問題は、正規職員化と賃金を上げることが不可欠であり、規制緩和ではさらにこの問題を広げることになるというふうに考えます。

以上、反対討論いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時41分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員